

宇都宮地方裁判所委員会（第31回）議事録概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

- 1 日時 平成29年5月17日午後2時～午後3時
- 2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室
- 3 出席者

【委員，50音順，敬称略】

秋間英司，秋山恵子，荒井雅彦，伊澤雅幸，菅野雅之（委員長），佐藤聖二，
福澤英子，宮原保之，向 洋伸

（※ 塚本純，三浦一久，吉成剛は欠席）

【ゲストスピーカー】

宇都宮地方裁判所刑事部 裁判官 佐藤 基

同 裁判員調整官 佐藤宣宏

【庶務】

佐藤雅史事務局長，関口眞一事務局次長，藤沢省吾総務課長，朝比奈奏子総務課
課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

秋間委員，伊澤委員，佐藤委員，向委員から自己紹介があった。

(2) 委員長代理の指名

委員長より，塚本委員を委員長代理に指名した。

(3) 意見交換テーマに関する説明

（委員長より，今回の意見交換のテーマに関する説明が行われた。）

事前に，皆様方から本委員会のテーマについて御意見をお伺いしたところですが，栃木県警察本部の中村前委員から「裁判員の安全確保に関する現状と今後の課題」という議題を御提案いただきました。

昨年，ある庁のある裁判員裁判において，被告人の知人が，裁判員に対して

声をかけるという事態が発生しました。

裁判員の安全確保につきましては、当裁判所におきましても、それぞれの事案に応じてできるだけ手厚い方策をとりたいと考えているところです。

そこで、意見交換を行う前に、当裁判所における現在までの取組みを御紹介させていただいた上で、委員の皆様方が、実際に裁判員となられた場合を想定した場合、一般市民として不安を感じる点や配慮を希望する点など、裁判所の側からでは見落としがちな利用者側の視点から、率直な御意見をいただきたいと思っております。

また、委員の皆様方が所属されている各職場におきまして、その利用者の方々に対して、安全面に対する配慮をされていると思っております。御紹介いただける範囲でお話しいただくなどして、当裁判所の取組みが合理的な水準なのかなど、是非遠慮なくお聞かせいただきたいと思っております。

(4) 裁判員の安全確保に関する裁判所の取組み

佐藤裁判員調整官より、当庁における裁判員の安全確保に関する取組みについて説明が行われた(警備等に関する内容が含まれるため具体的内容は議事概要への記載を省略する。)

(5) 意見交換

(委員)

裁判員裁判の内容によっては警戒をする必要があり、開かれた裁判所ということはおわかりですが、考え出すといくつものリスクが思いつく状態にあると思っております。例えば、本日、裁判を傍聴させていただきましたが、法廷内のバーを乗り越えること自体は比較的容易だと感じました。警備態勢もいろいろ考えてらっしゃると思っておりますが、いろんなところに危険性が潜んでいるかもしれません。

全事件に対して、金属探知機や所持品検査を行うことは難しいと思っておりますが、臨機応変にそれらの検査を行ったり、常に新しい情報をつかむため、職員が気

配りをされていく努力が必要だと思います。私たちも、事前に現場を確認し、100点満点になるように、最終段階まで何度もチェックをします。

現時点においては、具体的な危険性があるかと尋ねられることはないかと思いますが、裁判所も決して聖地とは言えません。

また、一般人の立場からすると、顔を覚えられるというのが一番嫌なのではないかと思います。やはり、裁判員は顔を出さないのだめなのでしょうか。別室でテレビなどを通して法廷内を見るとか、別室でなくとも裁判長と同じ法服を着るまではいかなくても、誰が裁判員かわからないように服をそろえるとか、工夫することはできないでしょうか。

(委員長)

最後に言われた、裁判員が顔を覚えられることについての問題については、制度発足のときにも議論がありました。いろんな意見があるところではあります。例えば覆面をするなど顔を隠して人を裁くということは適切ではないし、国際比較的に見てもそのようなやり方を行っているところはなく、今の制度に落ち着いているところではあります。立法論としては今後デリケートな問題が出てくれば考えていくべきだと思いますが、今日は、さらに、安全管理、危機管理ということでお話しを伺いたいと存じます。

(裁判官)

非常に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

一般的には金属探知機による検査をやらずに済んでいるところですが、緊急の課題としては、裁判員自体に危害を加えられる可能性が現実的にあるかどうかの把握をいかにするかというところがあると考えます。先ほど裁判員調整官からの説明にもあったように、警察官、検察官から情報を細やかにいただいて、顔を覚えられて困るような傍聴人等が来るような事件、刃物など危険物を持ち込む可能性がある事件かどうかなど、できるだけいろいろな点を情報収集していきたいと考えています。

危険性がある事件については、最悪、裁判官のみが審理に携わるということもあり得ます。何よりもまず情報把握が必要だと思っております。

(委員)

裁判員の安全確保という問題からすると、裁判員の気持ちとしては顔をさらしたくないというのは正直あると思います。ただ、いったん裁判員裁判が始まってしまえば、人を裁くという職責から考えると、顔を隠したままで誰かを裁くわけにはどうしてもいかないと思います。それは、捜査官の方が、今後の捜査のため顔を隠す、外国の特殊部隊も覆面をして活動をしてらっしゃいますが、そのようなケースと異なるのではないかと考えます。人を裁く以上、顔を覚えられたくないという要望にお応えすることは困難です。それくらいであれば裁判員裁判から当該裁判を除外することが当然だろうと思います。

裁判官がおっしゃったとおり、どうやって事前に情報をつかむのかというところが難点だと思います。

私が気になる点としては、危険性がある事件について、裁判員が裁判所から出入りする際、例えば、自家用車で来庁した場合、駐車場での状況が気になりますし、バス停でバスを待っているときなど、接触の危険性があると思います。裁判所職員がどれくらいカバーできますでしょうか。やはり、裁判員裁判制度は裁判所の負担がかなりあると思いますが、是非頑張ってくださいと思います。

(裁判員調整官)

車でいらした裁判員については、声掛け事件後、当庁における態勢を見直しました。電車利用の裁判員についても、入構方法を以前と変更しました。

(委員)

裁判員制度についての感想となりますが、以前の裁判と比べるとわかりやすくなったと思っております。裁判で使われる文言についても、具体的でわかりやすくなったと周りの方から聞いております。学習指導要領の中にもありますと

おり、裁判員制度については中学校3年生の社会、高校の公民で学ぶこととなっているため、裁判を傍聴することがあります。

やはり、一番の心配事は、裁判員となることで顔を知られることではないでしょうか。相談するチャンネルがあることは裁判員調整官から御説明いただきましたが、不安を払拭できずにいたり、声掛け事件がショッキングで裁判員になりたくないという声も聞くところですし、裁判員制度が後退したことが大変気になるところです。裁判員になる方には、直接的に危害が及ばないことをお知らせしたらどうかと考えます。

(委員長)

あのような事件があったので裁判員になるとそういう目に遭うのかと思われてしまうかもしれません。例外だからといって安心するわけにはいきませんが、あの声掛け事件は、極めて例外的な事例であったことも事実です。

ただ、裁判所としましても、このような対策を取っているから是非安心してきてくださいというような広報的なところに力をいれることを考えていかなければならないですね。

(裁判官)

現在の工夫点としまして、裁判員になっていただく人を選ぶ選任日に関して申し上げますと、午前11時30分頃には6人の裁判員が決定します。その後、裁判官と裁判員で話し合いをします。裁判員に接触することは禁止されていることの説明をし、万が一そのような目に遭ったら、裁判所の職員の誰でもいいので声を掛けてください、隠さないでくださいと申し上げています。他にも、小さなカードをお渡しして、いつでも連絡が取れるようにしています。

実際は、顔を見られたくないというお話を聞いたことはありません。たまに、ぽつぽつと、後で嫌な目に遭ったりすることはないですかと選任日の冒頭で言われることがあります。普通はありませんと申し上げた上で、何かありましたら、遠慮なさらず言ってくださいとお話ししています。

また、選任段階で裁判員候補者に対し、個別に質問することがあります。どうしても心配な方は、裁判官，検察官，弁護人がいるところでそのお気持ちを話していただきます。御説明をしてもなお、裁判に参加することが耐えられない方かどうかというところを確認させていただき、裁判員を選ぶくじに入っただくかどうかを決めるなどの配慮をしています。なるべく、嫌な思いで、裁判に参加していただくことがないように工夫しているところです。

問題としては、福岡であったような事件が本当にあったらどうするかというところですが、その辺りは、今後、一層検討していかなければならないと考えます。

(委員長)

裁判所としては何かあったら御連絡をいただくようお話ししていますが、実際、嫌な思いをしたという相談を受けたことはありますか。

(裁判官)

まずは、同じチームを作っている裁判官に話がきます。ただ、深刻な話はあまりありません。例えば、お昼休みにコンビニに行ったら、傍聴席にいた方に出会ったと話がありましたが、それ以上にどうということはありませんでした。よく傍聴にいらしている方だということをお話しするなどして、終わることが多いです。

(委員長)

裁判所としましては、裁判員や候補者のみなさんにあんまり心配をお掛けすることなく選任手続に来ていただけるよう、工夫を講じていこうと考えます。

(委員)

病院というのは不特定多数の方がいらっしゃっています。情報公開もしており、各医療機関ではホームページで院内の紹介をしています。医師の顔写真については、統一して出しているわけではなく、その医師の了承を得てから掲載しています。

裁判員の顔を隠すかどうかは別として、裁判所が得られた情報は早く提供していただきたいと思います。想定外のことはいくらでもあると思いますので、どんな些細なこともお話しいただきたいと思います。

(委員)

裁判所が、これだけのことを考え、配慮しているということをお話せば、裁判員の皆さんはかなり安心すると思います。ただ、裁判所の中の様子をわからない人には、配慮してし過ぎることはないと思います。

(委員)

問題となった暴力団の関係ですが、暴力団は減っていますが、暴力団関連事件ではないと思っていただけでも、公判を開いてみたら関係者がいたということも十分考えられます。これは質問ですが、第2回公判から、裁判官だけの裁判に切り替えることはできるのでしょうか。

(裁判官)

制度上はありますが、実際、そうするかはそのときの状況によります。

傍聴席に暴力団関係者が来た場合、裁判員の6人がどういう感想を持つかということを考えますと、傍聴席に座っているだけであれば、公開の法廷で単純なプレッシャーを感じているに過ぎないと思われれます。現実の危害が裁判員の皆さんにどれくらい及ぶ可能性があるかをスピーディに調査し、判断していかなければいけないと考えます。

また、裁判員に選ばれた後も、精神的なプレッシャーが強くて、これ以上審理に入れられないという方は辞任していただくことも制度上考えられます。

さらに、裁判員6人全員を除外することもあり得ます。別の機会に裁判員裁判をやり直しても、恐らく皆さんが拒絶されるだろうと考えられるときは、裁判官だけの裁判に切り替えることも可能です。

(委員長)

事案を斟酌して、裁判員裁判が無理であると思ったら切り替えています。警

備については、暴力団事件だけで検討しているのではなく、暴力団とは関係ない事件でも一定のリスクがあるときは特別の警備をしています。

今後も、幅広い情報収集を関係の方々から聴取できるよう御相談していきたいと思っておりますので、どうか御協力をお願いいたします。

(委員)

裁判所に来たのは本日が初めてとなります。来てみて、裁判所は開かれているということにいい意味で驚きました。普通に駐車場に入れますし、声を掛けられることもありませんでした。

ただ、セキュリティ上それでいいのかという点は気になるころではあります。一般来庁者に対してどの程度立ち入りを禁止しているのでしょうか。

(裁判員調整官)

別館3階は立ち入り禁止としています。本館と別館とをつなぐ渡り廊下についても、立ち入り禁止となっています。

(委員長)

病院については裁判所とある意味一緒に、開かれていて十分アクセスしていただけるようになさっていることと思います。憲法上、裁判は公開を原則としています。他方、安全策を考えますと、十分なアクセスということと一致したベクトルにならないところが悩ましいところではあります。今は、庁舎内入口も検査はなく、フリーで入ってもらっていますが、例えば、東京では、金属探知機を設けています。東京高裁、地裁で合わせると100以上の部署があり、毎日、どこかの部で何らかの危険性がある事件が指定されていると考えられるため、そのような取扱いをしているところです。

今後、裁判所を取り巻く状況を見つつ、事件について情報収集をしっかり行い対策を立てていきたいと考えています。引き続き、いろいろな機会に御意見をお聞かせいただきたいと思います。

(6) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成29年11月15日（水）午後3時30分から開催したい。議題については、委員の方のそれぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聴かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上